

平生町いじめ防止基本方針

平成30年3月改訂

平 生 町

も く じ

はじめに

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
 - (1) いじめの定義について
 - (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念について
 - (3) 平生町いじめ防止基本方針の策定の目的について
 - (4) いじめ防止に向けた方針について

- 2 いじめの防止等のために平生町が実施する施策・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 平生町いじめ問題対策連絡協議会の設置について
 - (2) 平生町いじめ問題調査委員会の設置について
 - (3) 教育委員会としての取組について
 - (4) その他の事項について

- 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 学校いじめ防止基本方針策定について
 - (2) 学校の組織づくりについて
 - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取組について

- 4 重大事態への対応・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 重大事態の判断について
 - (2) 重大事態への対応について
 - (3) 重大事態の調査について
 - (4) 調査結果の報告及び再調査について
 - (5) 留意事項について

平成26年4月策定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平生町及び平生町教育委員会は、本町の児童生徒の尊厳を保持するため、町内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「平生町いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第2条

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念について

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童生徒が理解を深めることができるようにしなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、町教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 平生町いじめ防止基本方針の策定の目的について

平生町いじめ防止基本方針（以下「平生町基本方針」という。）は上記の基本理念の下、規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町民がそれぞれの役割を自覚し、町全体で児童生徒の健

全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(4) いじめ防止に向けた方針について

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、町全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

【町として】

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関連機関等との連携強化、その他必要な体制整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 児童生徒が安心して、豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。

【学校として】

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、校内体制として、スクールカウンセラー（以下「SC」という。¹）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。²）等の専門家を含む「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」を設置する。
- (2) あらゆる教育活動を通して、誰もが、安心して、豊かな学校生活を送ることができる学校づくりをめざす。
- (3) 児童生徒が主体となっていじめのない社会を形成しようとする意識を育むため、児童生徒の心身の成長の過程に即して、いじめを防止する取組が実践できるよう、指導・支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら対応にあたる。
- (5) 児童生徒や保護者の相談窓口を明示するとともに、児童生徒への定期的なアンケートや個別の面談を実施すること等を通して、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。

1 スクールカウンセラー（SC）

こころの専門家として、心理学を基盤として、こころを自分で立て直し、整理することを手助けする。

2 スクールソーシャルワーカー（SSW）

ネットワークの専門家として、社会福祉学を基盤として、個人と環境の不適合が起こっていることへの働きかけをする。

【保護者として】

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ根絶をめざし、互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報することに努める。

【子どもとして】

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校・学級づくりに努める。
- (2) いじめがあると思われるときは、いじめの被害者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

【町民・事業者・関係機関として】

- (1) 町民及び町内で活動する事業者（以下「町民等」という。）は、平生町の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 町民等は、児童生徒の生活に関心もち、いじめの兆候等が感じられたときは、関係する保護者や学校等への情報提供に努める。
- (3) 町民等は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- (4) 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携しながら、いじめの根絶に努める。

2 いじめの防止等のために平生町が実施する施策

町は、平生町基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、推進する。また、これらに必要な財政上の措置やその他の必要な措置を講じる。

具体的には、いじめの防止等のために、以下の取組を推進する。

家庭・地域、関係機関等との協働や連携を強化し、地域ぐるみで対応する体制の構築

教職員の資質向上や町内の学校間の指導体制の確立

保護者等を対象とした啓発活動の実施

インターネット上のいじめ防止に向けた児童生徒等への啓発活動の実施

いじめに係る相談体制の整備や相談窓口の周知徹底

相談窓口：平生町教育委員会学校教育課 0820-56-6083

なお、いじめに係る相談や情報提供を受けた者は、取得した個人情報の漏洩の防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

(1) 平生町いじめ問題対策連絡協議会の設置について

町は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、いじめの防止等に関する連携強化を図るため、法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、町教委等により構成する「平生町いじめ問題対策連絡協議会（以下「問題対策連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 平生町いじめ問題調査委員会の設置について

教育委員会は、法第28条に規定される重大事態に係る調査を教育委員会が主体として行う場合、学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員等の第三者等で構成する「平生町いじめ問題調査委員会（以下「問題調査委員会」という。）」を設置する。

(3) 教育委員会としての取組について

いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な活動に対して支援をするとともに、児童生徒及びその保護者にいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための活動を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解や協力を得るため、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」

(県と共通)とする。

- エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する調査やその他の必要な措置を講じる。
- オ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談が行うことができる体制を整備する。
- カ 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関等と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう関係機関と連携して資料等を配布するなどの必要な啓発活動を実施する。

いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずることを指示する。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導・支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な場合があることから、被害者の意向を配慮した上での対応をとることが必要であることを学校に指導助言する。

学校評価、学校運営改善の実施に関すること

ア 学校評価の留意点

- ・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、情報共有を図るとともに、実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価・検証するよう、学校に指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(4) その他の事項について

本町は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、平生町基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて、教育委員会は各学校の学校いじめ防止基本方針について、見直しの検討状況等を確認する。

3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」等に関する措置を実効的に、また、組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を中核として、校長のリーダーシップのもと教職員的一致協力体制を確立するとともに、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針策定について

各学校は、国の基本方針、山口県基本方針、平生町基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校ウェブサイト等を通して公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等が想定され、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域の参画が策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となることに配慮する。

児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。

より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

(2) 学校の組織づくりについて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ対策組織」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであるが、必要に応じて、SC、SSW、弁護士、医師など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

「いじめ対策組織」の役割は、具体的には、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核と

なること・いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
 - ・学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等、学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割
- 等が考えられる。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取組について

「国の基本方針」学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照
未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

早期発見

いじめはわかりづらい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。あわせて、

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、他の業務に優先して、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。そして、いじめ対策組織を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対してはこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携し対応していく。

いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でもあっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子

を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みを構築する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断について

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童生徒や保護者等から教育委員会が情報収集し、事実関係を整理した上で、「問題対策連絡協議会」において判断する。

判断に当たっては、県教委から指導助言等を得る。教育委員会は、当該事案が重大事態であると判断したときには、町長へ速やかに事態発生について報告する。

また、児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

【重大事態とは】

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 法第28条

「生命、心身または財産に重大な被害」とは、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合も、学校の設置者や学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 重大事態への対応について

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「問題調査委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

いじめられている児童生徒への対応

「問題調査委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによ

る学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている児童生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童生徒をいじめから守り通す。具体的には、緊急避難としての欠席や学級替え等の対応が考えられる。

いじめている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒を守るため、教育的な配慮のもと、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別指導や懲戒等の実施等の対応を行う。

なお、こうした措置を講ずることについては、県教委とも協議の上、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していくことが肝要である。

また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、所轄警察署や人権擁護委員等と連携する必要がある。

(3) 重大事態の調査について

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「問題調査委員会」が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、人権擁護委員等の外部専門家とも連携しながら、関係児童生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。

また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

(4) 調査結果の報告及び再調査について

調査結果については、教育委員会は町長へ、速やかに報告を行う。

教育委員会の重大事態に係る調査結果を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときには、第三者組織を設置し、調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うこととする。

再調査の進捗状況等及び結果については、いじめられた児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

(5) 留意事項について

「問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校及び町教委は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、真摯に向き合うことが重要である。

なお、重大事態が起こった場合は、児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めることが重要である。